

市役所からのお知らせ

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 ☎ 総務課行政係
☎ 内線 321

次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

【日時】 4月12日(木) 午後1時～4時30分

【場所】 市役所3階小会議室

【主催】 長崎県司法書士会

行政相談所

問合せ先 ☎ 総務課行政係 ☎ 内線 321
鷹島支所市民課 ☎ 内線 603・10

次の通り行政相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。

【松浦会場】

日時 ☎ 4月12日(木) 午前10時～午後4時
場所 ☎ 市役所別館多目的相談室 行政相談委員(敬称略) ☎ 川畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724
青木サチ ☎ 0956-74-0456

【鷹島会場】

日時 ☎ 4月12日(木) 午前10時～午後4時
場所 ☎ 鷹島支所教養室 行政相談委員(敬称略) ☎ 山田一年 ☎ 0955-48-3087

全国子ども会安全共済会加入手続き 各地域の子ども会の皆さまへ

問合せ先 ☎ 生涯学習課社会教育係
☎ 内線 343

平成24年度から、これまでの「全国子ども会安全共済会」から「全国子ども会安全共済会」へと新しい制度に変わり、加入手続きが変更になります。

【申込様式の変更】

新しい様式をお持ちでない子ども会は、生涯学習課までご連絡ください。

【申込書提出期限】

5月18日(金) ※期限厳守

今回の制度改正に伴い、5月31日までに県への会費の納入が完了すれば、4月1日にさかのぼって資格を取得できるようになりました。

6月1日以降の加入は、県への会費の納入が完了した翌日から資格を取得することになります。すぐに振り込みができないことがありますので、早めに申し込みをお願いします。

【申込書提出先】

市教育委員会生涯学習課または各市立公民館
(5月19日以降は、生涯学習課へご提出ください)

















※福島、鷹島地区は、教育委員会福島、鷹島分室で加入事務を行います。

松浦市立小中学校給食費補助金事業が始まります！！

○問合せ先 教育委員会庶務課 ☎ 内線 345

市では、平成24年度から、子育て支援の一環として、松浦市立小中学校に在籍し、かつ、市内に住所を有する児童生徒が2人以上いる保護者で給食費を納められた人を対象に、2人目以降の支払った給食費の2分の1を学期ごとに補助金として交付します。

学校を通じて申請書などを配布しますので、対象となる人は、提出をお願いします。

【対象となるケース】	【対象とならないケース】								
<p>○順位2人目以降が対象となります。</p> <p>例1) 小・中学校に兄弟が2人在籍している場合</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>例2) 小・中学校に兄弟が3人在籍している場合</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td> </td> </tr> </table>	小学校	中学校			小学校	中学校		 	<p>× 生活保護および松浦市児童生徒就学援助対象の児童生徒の保護者</p> <p>× 給食費の未納(現年度、過年度どちらも)がある場合</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ただし、未納があっても各学期の納期時点で完納し、未納がなければその学期分から対象となります。</p> </div>
小学校	中学校								
									
小学校	中学校								
	 								

子ども医療費受給者証「小学生」の交付手続き

問合せ先 子育て・子ども課 ☎内線 146
福島支所、鷹島支所市民課

乳幼児から中学生までの児童を対象に、病気やけがで医療機関にかかった場合、保険診療に係る負担金の一部を助成しています。

乳幼児の受診については、現物給付対応の子ども医療費受給者証を医療機関の窓口へ必ず提示してください。また、小・中学生がいる世帯で受給者証の手続きが済んでいない人は、手続きをお願いします。

※手続きをしないと医療費助成が受けられません。

●助成額

1月ごと、1医療機関ごとで支払った保険診療分の自己負担額から1日800円、月上限1,600円を控除した額を助成します(薬局については、保険診療分の自己負担額を全額助成します)。

休日保育の実施

問合せ先 子育て・子ども課 ☎内線 148
たのしか保育園 ☎0956-73-4088

日曜日および休日に保護者の仕事、冠婚葬祭、病気など家庭の都合により保育できない児童を保育所(園)

で預かります。

【対象児童】市内に住所を有する就学前までの児童

【実施保育所】たのしか保育園(志佐町栢木免1725)

※これまで調川保育所(公立)で実施していましたが、4月からは、たのしか保育園(私立)で実施します。

【申し込み】事前に登録が必要です。

実施保育所に直接申し込みをしてください(印鑑、保険証が必要です)。

【利用料】

1人当たり 1,500円/日

原材料を支給します

申込・問合せ先 建設課管理係 ☎内線 202

住みやすい環境整備のため生活道路の整備に対して原材料を支給しています。整備計画のある地区は、市政嘱託員を通じて申請してください。【対象となる道路】4戸以上が利用する総延長30m以上、幅員1m以上の生活道路。【支給範囲】生活道路の改修舗装並びに路肩の補修、生活道路に付随する側溝整備。

【支給原材料】生コンクリート、砕石、コンクリート2次製品(例:U字溝)など。

【原材料の支給率】市が必要と認めた量の7割(3割は申請者負担)。

【申請期間】4月2日(月)～7月31日(火)

スポーツ安全保険に加入しませんか

○問合せ先 生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 352

【対象者】スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う5人以上の団体・グループ

【掛金および保険金額】下記の通り。※手続きの方法など詳細はお問い合わせください。

一般団体の加入区分

平成24年度スポーツ安全保険の掛金・補償内容一覧

加入対象者	対象	変わりました 加入区分年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額
			死亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)		
団体活動を行う 5人以上の方でご加入ください	子ども (中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む)	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
		AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
	大人	高校生以上	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
C			1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	
65歳以上		AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	

短期スポーツ教室の加入区分 (教室ごとに5人以上で加入してください)

Web限定	全年齢	短期スポーツ教室(開催期間3カ月以内)の活動	短期スポーツ教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
-------	-----	------------------------	----------	------	---------	---------	--------	--------	-----------------------------------